

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年9月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番鈴木 満議員、7番三輪明広議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（林 健児君）

議会運営委員会は令和6年8月28日に開会し、令和6年9月定例会の日程を本日から9月20日までの17日間と決定いたしましたので御報告します。

○議長（松本英隆君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から9月20日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの17日間と決定しました。

日程第3、一般会計継続費精算報告書について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告がありました。

日程第4、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

既にお手元に配付のとおり、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告がありました。

日程第5、教育委員会の「点検・評価報告書」について。

既にお手元に配付のとおり、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により議会に報告がございました。

日程第6、議案第33号から日程第11、議案第38号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第33号令和5年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大治町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大治町長。

令和5年度大治町一般会計歳入歳出決算は、歳入総額110億5399万9665円、歳出総額107億7282万9822円、歳入歳出差引額は2億8116万9843円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源1億965万3456円を差し引いた実質収支額は1億7151万6387円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第34号令和5年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大治町長。

令和5年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額27億6666万9441円、歳出総額27億1992万2818円、歳入歳出差引額は4674万6623円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4674万6623円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第35号令和5年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大治町長。

令和5年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入総額3098万6778円、歳出総額3098万6778円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第36号令和5年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大

治町長。

令和5年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算は、保険事業勘定におきましては、歳入総額19億7856万8225円、歳出総額19億2296万6789円、歳入歳出差引額は、5560万1436円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は5560万1436円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。また、介護サービス事業勘定におきましては、歳入総額126万4294円、歳出総額126万4294円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額及び実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は全てございません。

議案第37号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大治町長。

令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額7億4611万1983円、歳出総額7億4419万5783円、歳入歳出差引額は191万6200円です。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は191万6200円でございます。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

議案第38号令和5年度大治町下水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和5年度大治町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月4日提出、大治町長。

令和5年度大治町下水道事業会計決算の収益的収支として、収益的収入3億3540万3774円、収益的支出2億9819万8895円、収支額は3720万4879円です。また、資本的収支として、資本的収入3億7839万2430円、資本的支出4億8724万61円、収支額は1億884万7631円の不足です。なお、資本的支出に対する資本的収入の不足額1億884万7631円は、過年度消費税資本的収支調整額1909万7158円、過年度損益勘定留保資金8975万473円で補填いたしました。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ただいま議題となっております令和5年度大治町一般会計、各特別会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算の認定について、近藤文雄監査委員に御出席いただきしております。決算審査意見の報告を求めます。

監査委員どうぞ。

○監査委員（近藤文雄君）

令和5年度決算審査の結果を御報告いたします。

令和5年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び、その他政令で定められた書類並びに、基金運営状況の審査につきまして、大治町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び地方自治法第241条第5項の規定に基づき、令和6年7月25日から8月21日まで後藤田麻美子監査委員とともに、慎重に審査いたしました。

また、下水道事業会計決算の審査につきましても大治町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定及び関係法令に基づき、令和6年7月25日から8月21日まで慎重に審査いたしました。

審査の方法は、一般会計、特別会計の歳入歳出決算については、決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等、書類は法令に準拠して作成されているか、計数は正確か、予算の執行は適正か、事業執行は効率的・効果的か、財政運営は健全か等に主眼を置いて審査を行いました。

また、下水道事業会計決算については、決算書及び証書類が地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態も適正に表示されているかに主眼を置いて審査を行いました。

8月2日から8月8日にかけては、各担当部局から説明を受けて審査の参考にいたしました。

なお、証書類の検証、現金・預貯金の残高及び有価証券の確認等につきましては、地方自治法第235条の2の規定に基づき、例月出納検査において実施しましたので、その結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果、令和5年度大治町一般会計、特別会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等はいずれも法令に基づいて作成されており、記載されておりました。

予算の執行状況については適正であると認められました。

また、下水道事業会計決算書及び証書類はいずれも地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、事業の経営成績及び財政状態も適正に表記されていると認められました。

基金の運営状況につきましても、基金の設置目的に沿って適正に運用し、その収支の計数も正確であると認められました。

令和5年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、前年度に比べ歳入は0.3%減少し、歳出は1.0%増加しました。歳入から歳出を差し引いた形式収支は3億8543万4102円であり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億7578万646円の黒字となりました。

令和5年度一般会計の当初予算は、前年度当初予算を5億700万円上回る100億6400万円でありましたが、12回の補正予算と前年度繰越額を追加し、決算における予算現額は114億3403万7000円となりました。財政調整基金については、前年度から2億3470万7000円減少し、19億7186万7804円となりました。

財政指標からみると財政基盤の強弱を示す財政力指数は0.78、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.9%でありました。

下水道事業会計の令和5年度決算は、総収益が3億1390万5666円、総費用が2億9346万7341円で、純利益は2043万8325円となりました。

経営の健全性を示す計上収支比率は104.6%となっており、100%を超えていることから収支の健全性は保たれていると判断します。国や県からの補助金を最大限に活用するなど、経営基盤の強化を図るとともに厳しい経営状況が続くなか、本町の「下水道事業経営戦略」に基づき、下水道の普及促進、安定的な事業運営に努めていただくことを要望します。

現在も続くウクライナ情勢に加え、中東情勢の緊迫化、原油価格や物価の高騰など、状況は予断を許しません。今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことも憂慮されることから、今後とも適正な予算管理を行い、健全な財政運営に努めていただくとともに、あわせて大規模災害等の不測の事態に備え、対応可能な財政運営を望むものです。

また、町税徴収率のさらなる向上のほか、あらゆる財源の確保に努め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていただくことを要望します。

なお、審査の概要についてはお手元の意見書のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上、簡単ではございますが令和5年度一般会計、特別会計、事業会計の決算審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

○議長（松本英隆君）

ありがとうございました。ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第39号から日程第17、議案第43号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第39号令和6年度大治町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億257万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億5666万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては人事異動等に伴う人件費の補正及び国県支出金の返還金を計上し、民生費において、住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金（給付金・定額減税一体支援分）を7612万円増額し、衛生費において、令和6年10月から新型コロナウイルスワクチンの定期接種を開始することに伴い、感染症対策事業費として6097万6000円増額し、消防費において、災害時に避難所等となっている施設のトイレ等を使用できるよう整備するため、避難所等給排水管耐震化工事設計業務委託料として1165万9000円を計上し、教育費において、小中学校の体育館及び中学校の柔剣道場に空調設備を設置するため、小学校費において体育館空調設備設置工事設計業務委託料として1411万3000円、中学校費において体育館等空調設備設置工事設計業務委託料として1243万円を計上するものでございます。歳入におきましては、普通交付税を1907万4000円増額し、国庫支出金を9728万7000円増額し、県支出金を646万2000円増額し、企業版ふるさと納税寄附金として100万円を計上し、財政調整基金繰入金金を4238万3000円増額し、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金として3154万円を計上するものでございます。

議案第46号令和6年度大治町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度大治町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5368万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億1035万2000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、民生費において、療育支援に関する

視察のため普通旅費を8万4000円増額し、東條砂島地区にちびっこ広場を併設した球技場を新設し子どもの遊び場の充実を図るため、球技場等整備工事として6500万円、三本木屋形ちびっこ広場の土地の返還のため、ちびっこ広場等撤去工事として1300万円を計上し、土木費において堀之内砂子線整備事業の見直しのため、堀之内砂子線用地測量業務委託料を3150万円減額し、堀之内砂子線基本設計修正業務委託料を700万円計上し、教育費において子ども応援本部の事業が国のモデル事業に採択されたことに伴い、相談体制を強化するため、相談員謝礼として10万円を計上するものでございます。

歳入におきましては、行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業委託金として402万6000円を計上し、財政調整基金繰入金を1534万2000円減額し、地域福祉振興基金繰入金を6500万円増額するものでございます。また、繰越明許費の補正を行うものでございます。

議案第40号令和6年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ172万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億3241万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、会計年度任用職員の事務職員報酬として125万7000円、期末手当として24万1000円、勤勉手当として20万2000円、費用弁償として2万4000円を増額するものでございます。これらの財源として、職員給与等繰入金を充てるものでございます。

議案第41号令和6年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1923万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億687万7000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、総務費において健康生きがい学会100歳大学の開校について発表を行うため、東京大学までの特別旅費として5万円を計上し、保

険給付費において、低所得者保険料軽減繰入金増額に伴う財源更正を行い、諸支出金において、令和5年度の保険給付費実績及び地域支援事業費実績に基づいた返還のため、償還金として1918万7000円を計上するものでございます。これらの財源として、過年度精算交付金、一般会計繰入金及び繰越金等を充てるものでございます。

議案第42号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大治町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1540万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5475万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、消費税及び地方消費税として1万4000円、保険料等負担金として191万5000円、また、療養給付費負担金として1348万円を増額するものでございます。これらの財源として、療養給付費繰入金、特別会計事務費繰入金及び繰越金を充てるものでございます。

議案第43号令和6年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）。

令和6年度の大治町の下水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予算額の総額から943万8000円を増額し、収益的収入総額を3億6429万8000円に、収益的支出総額を3億5266万2000円とする。資本的収入及び支出の予算額の総額から4386万円を減額し、資本的収入総額を3億6899万円3000円に、資本的支出総額を4億7370万4000円とする。令和6年9月4日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、国庫補助金の交付決定及び人事異動等に伴う補正として、収益的支出におきましては、管きよ維持費を60万円減額し、総係費を1003万8000円増額し、資本的支出におきましては、公共下水道事業費を4386万円減額するものでございます。収益的収入におきましては、国庫補助金を30万円減額し、資本的収入におきましては、企業債を2194万円、国庫補助金を2186万円減額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第18、議案第44号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第44号大治町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

大治町国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和6年9月4日提出、大治町長。

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（松本英隆君）

日程第19、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容について議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました、本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 散会